

会員の入会等に関する規則

第1章 正会員

(入会の資格等)

第1条 正会員は、定款第6条第1項第1号に定める他、以下に定める事由のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高齢者、精神的障がい者、知的障がい者等への理解、成年後見制度及びこれに付帯関連する諸制度に関する基礎的知識、加えて専門職後見人等としての倫理を身に付けるために必要とされる諸研修課程を修了したものとして、理事会が認める者

(2) 東京都行政書士会が行う成年後見に関する基礎研修課程を修了した者

2 正会員は、前項に定める他、以下のすべての事由を満たす者でなければならない。

(1) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。

(2) 過去5年間(ただし、行政書士登録をして5年を経過していないものについては、行政書士登録時からこの社団の入会申し込みの時まで)、行政書士法第14条の処分及び東京都行政書士会会則第23条の処分を受けたことがないこと。

(3) 社団の入会申し込みの時点で、行政書士会会費(支部会費を含む。)を6ヶ月分以上滞納していないこと。

(4) 過去5年間(ただし、行政書士登録をして5年を経過していないものについては、行政書士登録時からこの社団の入会申し込みの時まで)、1年を超える期間を通じて会費滞納者リスト等に登載されたことがないこと。

(5) 行政書士責任賠償制度に加入していること

3 前2項の規定にかかわらず、入会申し込みの時に、本法人と目的を同じにする一般社団法人、NPO法人その他の法人格を有する団体の会員、理事又は役員等である者は、理事会が特に認める場合を除き、この法人の正会員としての資格を有しないものとする。

(入会手続き)

第2条 本法人は、期間を定めて、正会員の入会申込を受け付ける。

2 本法人の正会員として入会を希望する者は、申込期間内に次の書類を理事長に提出し理事会の審査を受けなければならない。

(1) 正会員入会申込書

(2) 経歴書

(3) 誓約書

(4) 受任状況報告書

(5) 行政書士責任賠償制度加入者証の写し

(6) 成年後見に関する基礎研修修了証の写し

(7) 無帽、正面、無背景のたて3cm横2.4cmの顔写真2枚

(8) その他、理事会から求めのあった書類等

3 理事会は、申込者について次の事項を審査し、申込の受付期間の終了日から1ヶ月を超えない時期に入会の可否を申込者に通知する。

(1) 成年後見制度に関する職務を行うことが適当であること。

(2) 本法人の活動の妨げとなるおそれがないこと。

(3) その他理事会が必要と認める基準に適していること

4 入会不可の通知には、その理由を付するものとする。

5 入会を可とする通知を受けた者は、所定の期日までに入会金、年会費及び保険料を納付し入会

手続きを終了しなければならない。当該期日までに入会手続きを終了しなかった者については、初めから入会の申し込みがなされなかったものとする。

(会員の責務等)

第3条 会員は、成年後見制度等の法令、その他必要な学術の研究、及び実務の研鑽に努め、高齢者、精神的障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、たえず人格の向上を図り、本法人の会員としての品位を保持しなければならない。

2 正会員は、本法人の事業に関して事件を受任した場合には、速やかに当該事件の概要を本法人に報告しなければならない。なお、正会員が退会するときは、当該受任した事件に関して事前の協議を経なければならない。

3 正会員は、受任した事件に関する記録のうち理事会が定めるものを定期的に提出又は提供することにより、当該遂行状況等を本法人に報告しなければならない。

4 正会員は、受任した事件の処理が終了したときは、速やかにその旨を本法人に報告しなければならない。

5 正会員は、会員名簿の記載事項に変更が生じたときは、本規則7条の規定に従い、速やかにその旨を本法人に報告しなければならない。

6 本条第2項ないし第5項の報告の様式は、理事会の決議により別に定めるものとする。

7 会員は、本法人の定款、規則、及び総会の決議を守らなければならない。

8 会員又は会員であった者は、本法人の事業に関して知り得た事実を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

(名簿登載)

第4条 本法人の名簿に登載を希望する者は、社団基礎研修において所定の単位を取得し、その後行われる効果測定及び面接を受け合格しなければならない。

(任意退会)

第5条 正会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。但し、第3条第2項ないし第4項の義務を履行していない正会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会の承認を得なければ退会することができない。

会員証は、退会届提出時に返納しなければならない。

(再入会)

第6条 定款第9条により任意に退会した場合で、再度、本法人に入会を希望する者は、第1条の要件を満たし、第2条の所定の手続きを経て再入会することができる。

2 再入会した者が、名簿登載を希望する場合は、原則として社団基礎研修・効果測定・面接を受け、合格しなければならない。

但し、退会から3年を経過していない者については、効果測定及び面接に合格すれば足りるものとする。

(変更の届出)

第7条 正会員は下記登録事項に変更があった場合は、速やかに所定の変更届を提出し本法人に報告するものとする。

(1) 氏名

- (2) 所属支部
- (3) 事務所所在地
- (4) 電話番号・ファックス番号
- (5) メールアドレス

(入会金及び年会費)

第8条 正会員の入会金及び年会費は、社員総会において別に定める額とする。

第2章 賛助会員

(賛助会員)

第9条 賛助会員とは、本法人の目的に賛同し事業を賛助するため入会した個人及び団体をいう。

(入会手続き)

第10条 前条の個人及び団体は、いつでも、所定の賛助会員入会申込書及びその他理事会が求める書類を提出し入会の申込みをすることができる。

- 2 理事会は、前項の入会の申込みを受けた場合、速やかに入会の可否を決し申込者に通知するものとする。

(賛助会費)

第11条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

- 2 年会費は1口10,000円として1口以上を負担するものとし、理事会で別に定める基準により、申込者と本法人との協議のうえ決定するものとする。

(正会員の規定の準用)

第12条 正会員に関する第5条（任意退会）及び第7条（変更の届出）の規定は、賛助会員について準用する。

第3章 特別会員

(特別会員)

第13条 特別会員とは、本法人の設立や運営等に特別に功労のあった者又は学識経験者で理事会から推薦された者をいう。

- 2 特別会員に関する事項は、別途、理事会で定めるものとする。

第4章 補則

(委任)

第14条 本規則に定めのない事項については、理事会でこれを定める。

(規則の変更・廃止)

第15条 本規則を変更又は廃止する場合は、理事会の承認を要するものとする。

(附則)

- 1 本規則は、本法人の設立の日から施行する。

- 2 本法人設立の日から平成 23 年 3 月 31 日までの申込期間に申込をした者については、正会員の入会金を免除する。
- 3 本規則は、本法人設立後 3 年経過した場合又は本法人が専門職受任団体として家庭裁判所へ名簿登録された場合は、再検討する。
- 4 賛助会員に関する規定は、社団設立の日から 1 年以内に定める。

(来歴)

本規則の制定 平成 23 年 2 月 4 日

改正 平成 27 年 6 月 12 日

以上